

平成 29 年 1 月 26 日
AMUSE 規程第 5 号

改定 令和 5 年 5 月 28 日

改定 令和 6 年 5 月 26 日

改定 令和 8 年 4 月 1 日

一般社団法人 AMUSE 会員・会費規程

第 1 条 【目的】

この規程は、一般社団法人 AMUSE（以下「本法人」という。）の会員が本法人の運営及び諸事業に対する権利、及び義務の詳細を明確にするために設ける。

第 2 条 【性格】

本法人の会員は、法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、本法人に関わる外科医、関連施設病院の発展維持に寄与するものである。

第 3 条 【会員の種別と義務】

本法人の会員は、定款第 3 条に定める通りとし、定款第 7 条の規定により、本規定第 4 条の会費を納入しなければならない。

第 4 条 【会費】

定款 7 条による会費は次の通りとする。

（ア）正会員

<個人正会員>

- ・ 旭川医科大学 外科学講座内 所属の会員
医師免許取得後 3 年目以降は月額 1.5 万円
- ・ 旭川医科大学外 所属の会員
医師免許取得後 3～15 年目 月額 1 万円
医師免許取得後 16 年目以降 年額 1.5 万円

・異動や出向に伴い、納入額が変更になる際は、上席幹事もしくは医局長が事務局に報告することとする。なお、6 か月以内の異動や出向に関しては、納入額変更を伴わないこととする。

<法人正会員>

月額 5 万円

- (イ) 賛助会員
 - 個人賛助会員 年額1口1万円以上
 - 法人賛助会員 年額1口10万円以上

- (ウ) 免除
 - 以下の者は会費の納入を免除される場合がある
 - ① 初期臨床研修期間中
 - ② 他講座（救急医学講座等）出向中
※各講座、部署間での話し合いによる
 - ③ 留学中
 - ④ 産休・育休中

第5条 【会費の納入】

- (1) 個人会員
 - 原則、本法人に届け出る個人口座より引き落としにて納入する。
 - ※状況により本法人の指定口座への振込みでの納入も可能とする。
- (2) 法人会員
 - 年払い、月払いを選択し、請求書によって本法人の指定口座へ振込みにて納入する。法人賛助会員は1口以上からの請求書によって本法人の指定口座へ振込みにて納入する。
- (3) 年度途中の入会の際は原則入会月からの会費を納入することとする。

第6条 【会員役割】

- (1) 正会員は総会への出席、議決権行使
 - ※名誉理事及び名誉会員は、社員総会に参加可能であるが、議決権は持たない。
- (2) 事業活動への積極的な参加
- (3) 旭川医科大学医学生、若手医師の積極的指導、育成

第7条 【退会・除名】

定款8条、及び9条によるものとする。

第8条 【会員特典】

- (1) 会員は当法人からの各種助成を受ける資格を有する。
- (2) 会員は当法人が開催するイベント、集会等に参加することができる。
- (3) 会員は当法人が発行する機関誌の優先的配布を受けることができる。

第9条 【規程の変更】

この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1. この規程は、令和4年4月1日より適用する。
2. 改定後の規程は、令和5年5月28日から施行する。
3. 改定後の規程は、令和6年5月26日から施行する
4. 改定後の規程は、令和8年4月1日から施行する。